

第71回国民体育大会 セーリング競技

宮城県予選 帆走指示書[SIs]

1. 適用規則

- 1.1 2013-2016セーリング競技規則（以下、「規則」という。）に定義された規則を適用する。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 規則 42 違反に対し、付則 P を適用する。

2. 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告は、艇置場近くに設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラスの予告信号予定の60分前までに掲示する。
- 3.2 その日のレース海面は、当該レースの「D旗」掲揚までに掲示する。
- 3.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の19時00分までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、スロープ近くの信号柱に掲揚する。
- 4.2 音響1声とともに掲揚される「D旗」は、「予告信号は、D旗掲揚後30分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。この指示は、当該クラスの予定されている最初のレース実施日前日の17時30分以降に適用される。
- 4.3 予告信号予定時刻の30分前までに「D旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

- 5.1 レースの日程は、以下のとおりとする。
 - (1)引き続き行うレースは、その前のレースの各種目終了後、引き続き行う。
 - (2)天候等の事情により、競技日程およびレース海面は、レース委員会において変更することがある。

月日	時刻	クラス	
7月16日	8:20～		受付
	8:30～		開会式
	引き続き		艇長会議
	9:55	470級	第1レース予告信号
	10:01	420級	
	10:07	SS級	
10:13	レーザー級		

	引き続き	470 級	引き続き、レースを行う
		420 級	
		SS 級	
		レーザー級	
7月17日	8:30～	ブリーフィング	その日最初の レースの予告信号
	9:25	470 級	
	9:31	420 級	
	9:37	SS 級	
	9:43	レーザー級	
7月18日	8:30～	ブリーフィング	第1レース予告信号
	9:55	レーザーラジアル級	
	引き続き	レーザーラジアル級	引き続き、レースを行う
	15:00	閉会式	

- 5.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を
発する最低5分以前に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。
- 5.3 7月18日（月）には、13時30分より後に予告信号を発しない。

6. クラス旗

クラス旗は以下のとおりとする。

クラス	クラス旗	旗色
470級	470級クラス旗	白地に青形象
レーザー級	レーザー級クラス旗	緑地に赤形象
セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級クラス旗	白地に黒形象[海上] 白地に青形象[陸上]
レーザーラジアル級	ピンク色旗	ピンク色旗
420級	420級クラス旗	青地に白形象

7. レース海面

- 7.1 宮城県七ヶ浜町小浜沖の「添付資料1」に示す海面に、A、Bの2海面を設定する。
- 7.2 「添付資料1」どおりのレース海面にならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この
項は、規則62.1(a)を変更している。

8. コースおよび障害物の区域

- 8.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをど
ちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよ
そのコンパス方位」を掲示する。

8.3 「艇の帆走すべきコース」は、「添付資料2」のとおりとする。

9. マーク

- 9.1 マーク1,2,3,4は、オレンジ色の三角錐形のマークとする。なお、書かれている番号は無視する。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会の信号艇とポートの端にある黄色のブイとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、ポート端のレース委員会艇とスターボード端の黄色のブイとする。
- 9.4 指示11に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、黄色の円筒形のブイを使用する。その後、再び新しいマークに置き換える場合は、元のマークを使用する。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 10.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインから概ね50m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 10.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。この項は、規則A4を変更している。
- 10.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および規則29.2を変更している。
- 10.5 「U旗」が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートもしくは再レース、またはスタート信号前に延期もしくは中止された場合には、失格とはされない。これは規則26を変更している。この規則が適用される場合には、規則29.1は適用されない。これは規則29.1を変更している。「U旗」による失格の得点は、「UFD」と記録される。これは規則A11を変更している。

11. コースの次のレグの変更

- 11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

13. タイム・リミット

規則 30.3 および指示 10.5 に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は、規則 35、A4 および A5 を変更している。

14. スタート後の短縮または中止

- 14.1 レース委員会は、規則32に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後概ね30分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合および最初のマークまでに競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合、レースを中止することができる。またスタート後、概ね60分以内にレースが終了しそうな場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。この項は、規則32.1を変更している。
- 14.2 指示14.1の時間どおりにならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則62.1(a)を変更している。
- 14.3 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも、「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、また音響の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号および32.1を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議および救済または審問再開の要求は、「プロテスト委員会事務局」で入手できる用紙に記入のうえ、締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻は掲示する。その日の当該クラスの抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後のどちらか遅い方から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 15.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者および証人として指名された競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。
- 15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 15.5 規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、指示1.2に基づき掲示される。
- 15.6 指示4.2、10.2、17、19.1、21、23の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 15.7 審問再開は、判決を通告された日の翌日の8時00分までの間に限り求めることができる。ただし、7月18日(月)に判定を通告された場合には、判決を通告されてから15分以内とする。この項は、規則66を変更している。

15.8 7月18日（月）のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から15分以内に提出されなければならない。この項は、規則62.2を変更している。

16. 得点

- 16.1 本大会は各クラスとも5レースが予定され、それぞれ1レースの完了をもって成立する。
- 16.2 艇の得点は、完了したレースが4レース以下の場合は全レースの合計得点とし、5レース完了した場合は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.3 指示17の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、(確定順位+3)点の得点を与える。ただし、その艇は「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。この項は、規則63.1、A4およびA5を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示17.3の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示17.4の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

17. 申告

- 17.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、「レース申告受付所」に用意される。
- 17.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 17.3 出艇しようとする艇の艇長は、その日の8時30分から当該クラスの「D旗」掲揚10分後までに署名用紙に署名をしなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しをしなければならない。
- 17.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後（引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後）、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分後まで「レース委員会申告受付所」に準備される。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 17.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示17.3に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 17.6 リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに指示17.4の帰着申告を行ったうえ、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

18. 安全規定

- 18.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則62.1(a)を変更している。

19. 装備の交換と計測のチェック

- 19.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは行えない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会に、レース委員会に書面で提出しなければならない。
- 19.2 艇、または装備は、クラス規則と実施要項ならびに帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は、計測委員会艇より検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

20. 運営艇

運営艇の識別旗は、以下のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会	白地に黒字「RC」
プロテスト委員会	白地に青字「JURY」

21. 支援艇

- 21.1 支援艇は、「レース委員会事務局」で入手できる「支援艇許可申請書」に記入のうえ、7月16日（土）の8時00分から7月18日（月）の10時00分までに「レース委員会事務局」に提出し、許可を受けることにより、7月16日（土）から18日（月）まで使用できる。
- 21.2 出艇から帰着するまでの間、「緑色旗」または「緑のリボン」を明確に掲揚しなければならない。「緑色旗」または「緑色のリボン」はレース委員会で用意され、7月18日（月）までに返却しなければならない。
- 21.3 支援艇の出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は、「レース申告受付所」に用意される。支援艇の出艇申告は、8時30分から受け付ける。なお、指示4に規定するいずれのクラスの「D旗」が掲揚されていない場合、支援艇もこれに従うものとする。支援艇の帰着申告は、その日の最終レースの最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分後までとする。
- 21.4 艇および運営艇の運航を妨げてはならない。また最初にスタートするクラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後2分間までは、艇がレースをしているエリアの150m以上の外側にいなければならない。
- 21.5 引き続きレースが行われる場合、支援艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うことができる。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。
- 21.6 天候等の状況により、レース委員会から支援艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に「緑色旗」を掲揚する。この場合、指示21.4、21.3のなお書きおよび21.5のただし書き以下は適用されない。この救助要請に関して、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。指示21に違反するか、またはレース委員会艇の指示に従わない支援艇は、以後の出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わるチームの艇は、レース委員会またはプロテスト委員会から

抗議されることがある。

22. ごみの処分

22.1 ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

23. 無線通信およびトラッキングシステム

23.1 緊急の場合を除き、艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。
この制限は、携帯電話およびGPSにも適用する。

24. 賞

26.1 賞はレース公示に記載のとおりに与える。

25. 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任（規則4「レースをすることの決定」参照）において参加することが条件であることから、主催団体は大会前、大会期間中、大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

26. 帆走指示書に関する質問

26.1 帆走指示書に関する質問は、7月13日（水）までに文書で受け付ける。

26.2 質問の送り先は、次のとおりとし、質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

〈送付先〉

第71回国民体育大会セーリング競技 宮城県予選事務局

TEL(080)1653-6798、FAX(022)219-2991

E-mail : hiro0525sailing▲gmail.com[▲を@に直してください。]

26.3 指示 26.1 以外での帆走指示書に関する質問は受け付けない。

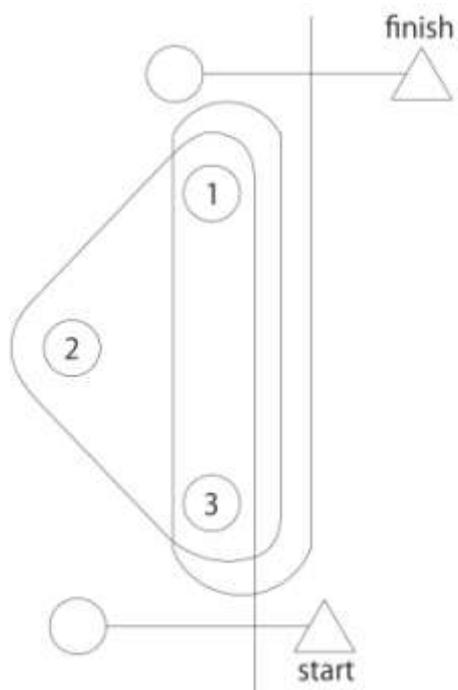
【添付資料 1】



【添付資料 2】

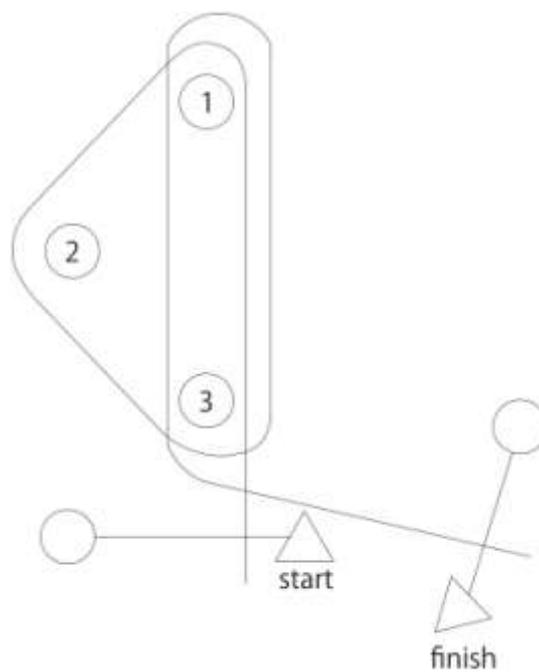
コース 1 (風上フィニッシュ)

Start-1-2-3-1-3-Finish



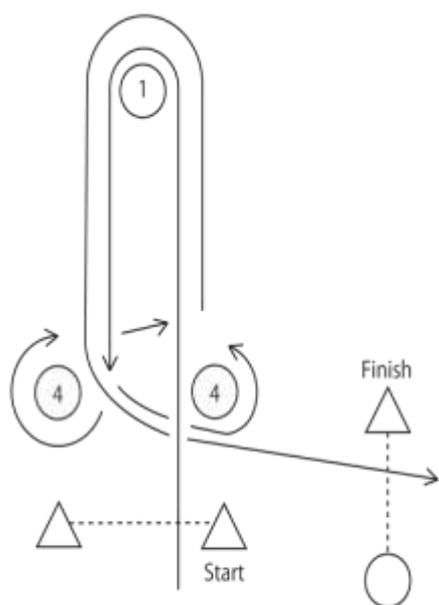
コース 2 (リーチングフィニッシュ)

Start-1-2-3-1-3-Finish



コース 3 (LR コース)

Start-1-4S/4P-1-4P-Finish



コース 4 (LG コース)

Start-1-4S/4P-1-4S-Finish

